「薬事法施行令の一部を改正する政令案」 について(説明要旨)

本政令案は、がんに使用される医薬品として エリブリンの製造販売を承認するに際し、当該 医薬品について医薬関係者以外の一般人を対象 とする広告を制限するものであります。

(参考) 本政令案の概要

1. 内容

乳癌に対する治療薬として用いられるエリブリンについて、薬事法に定める「特殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品であつて、医師又は歯科医師の指導のもとに使用されるのでなければ危害を生ずるおそれが特に大きいもの」に該当することから、薬事法施行令において、特定疾病用医薬品として指定し、一般人に対する広告の制限を行う。

- ・ 一般 名:エリブリン
- ・効能・効果: 手術不能又は再発乳癌

(注) 直近の前例

アザシチジンについて、平成23年1月21日に製造販売承認するに際し、今回と同様に、広告の制限を行う医薬品として指定した。(平成23年政令第6号)

薬事法施行令の一部を改正する政令案要綱

及びそれらの製剤を指定すること。(別表第二関係)

医薬関係者以外の一般人を対象とする広告を制限する必要がある医薬品として、エリブリン、

その塩類

この政令は、公布の日から施行すること。(附則関係)

号

薬事法施行令の一部を改正する政令

内 閣は、 薬事法 (昭和三十五年法律第百四十五号) 第六十七条第一項の規定に基づき、 この政令を制定す

る。

薬事 法施行令 (昭和三十六年政令第十一号)の一部を次のように改正する。

别 表第二中第百十二号を第百十三号とし、第十号から第百十一号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に

次の一号を加える。

+ (三R·三R·三aS·七R · 八 aS·九S·一○aR·一一S·一二R·一三aR·一三bS·一

Ŧī. S・一八S・二一S・二四S・二六R・二八R・二九 aS) —二— [(二S) —三—アミノ—二—ヒ

K ロキシプロピル]―三―メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキサコサヒドロ―一

· 一 五. :一八・二一:二四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五―メタノ―九 Н

五. Н | フロ 「三・二一i」 フロ [二・三: 五・六] ピラノ [四・三―b] 「一・ 四 ジオキサシクロペ

ンタコシン―五 (四日) ―オン (別名エリブリン)、その塩類及びそれらの製剤

以外の一般人を対象とする広告を制限する必要があるからである。

がんに使用される医薬品としてエリブリンの製造販売を承認するに際し、当該医薬品について医薬関係者

○薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号) (抄)薬事法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

・三:五・六] ピラノ [四・三―b] [一・四] ジオキ	 四・二八―トリエポキシ―七・九―エタノ―一二・一五リデンヘキサコサヒドロ―一一・一五:一八・二一:二	二一三一メトキシー二六一メチルー二〇・二七一ジメチニー (二s) 一三一アミノーニーヒドロキシプロピル	S·二·S·二四S·二六R·二八R·二九aS)	R・一-S・一二R・一三 aR・一三bS・一五S・一 R・一-S・一二R・一三 aR・一三bS・一五S・一 O a	(別名八―アザグアニン)及びその製剤九 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン	一~八 (略)	改正案
				(新設)	(別名八―アザグアニン)及びその製剤 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン	一~八 (略)	現行

(傍線の部分は改正部分)

リン、	サシクロ
その塩類及びそれらの	「ペンタコシン一五(E
の製剤	四日) ―オン ()
	別名エリブ

フアート)及びその製剤 タデシル ホスフアート)(別名シタラビン オクホスーニ(一H)―ピリミジノン 五―(ナトリウム オク十一 四―アミノ―――ベータ―,D―アラビノフラノシル

十 四一アミノ―一一ベータ―D―アラビノフラノシル― ニ (一H) ―ピリミジノン 五― (ナトリウム オクホスフアート) 及びその製剤

十一~百十二 (略)

十二~百十三

(略)

〇薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) (抄)

(特定疾病用の医薬品の広告の制限)

指導

のもとに使用されるの

第六十七条 政令で定め るが んその 他 の特 殊疾病に使用されることが目的とされている医薬品 であつて、 医師 又は歯科 医師の

でなければ危害を生ずるおそれが特に大きいものについては、

政令で、

医薬品を指定し、

その医

薬品 に関する広告につき、 医薬関係者以外の 般人を対象とする広告方法を制限する等、 当該医薬品の適正 な使用 0 確保の

ために必要な措置を定めることができる。

2 (略)

○薬事法施行令(昭和三十六年政令第十一号)(抄)

特定疾病用の医薬品の広告の制限)

第六十四 条 法第六十七条第 項に 規定する特 殊疾病は、 が ん、 肉 腫。 及び白血 病とし、 同項の規定により指定する医薬品 は、

別表第二のとおりとする。

2 0 新聞 前 項 又は雑誌による場合その他主として医薬関係者を対象として行う場合のほか、 に規定する医薬品 0 同 項に規定する特殊疾病に関する広告は、 医事又は薬事に関する記 行つてはならない。 事を掲載する医薬関係者向け

別表第二 (第六十四条関係)

一~八 (略)

九 五―アミノ―七―ヒドロキシ―トリアゾロピリミジン (別名八―アザグアニン)及びその製剤

十 四―アミノ―一―ベータ―D―アラビノフラノシル―二(一H)―ピリミジノン 五―(ナトリウム オクタデシル

ホスフアート) (別名シタラビン オクホスフアート) 及びその製剤

十一~百十二 (略)

二頁